

## デザイン伴走支援 実施規程

この規程は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）がデザイン伴走支援（以下「伴走支援」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### 1 伴走支援の目的・内容

伴走支援は、商品企画や商品開発をどのように考え進めていくか、またどのようにアイディア等を整理するか等について相談及びワークショップ的な支援により、商品開発をするために必要な情報の整理を行うとともに客観的視点を持って商品企画できることをめざす。

さらに、商品企画の基本的な進め方や知識を得て専門家との協業等に備えること、あるいは商品開発を進めること等もめざす。

伴走支援は、センターの職員（以下「センター職員」という。）が相談を受け支援する。（試作や資料作成等はいりません）

### 2 伴走支援の対象企業

伴走相談は、次の埼玉県内に本社、事業所がある中小企業（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条1項に規定する中小企業）（以下、企業等）を対象とする。

- (1) 企画段階あるいは商品開発を始めたばかりである
- (2) 商品開発をしたいが、どう進めたらよいかわからない
- (3) 自社商品を作りたいと考えているが何から始めたらよいか
- (4) 商品開発の流れや必要なことは何か、を知りたい
- (5) 商品企画や開発に関する基本的な考え方、進め方、方法を学びたい

### 3 申込手続き

伴走支援への申し込みは、次のとおりとする。

- (1) 「様式1 デザイン伴走支援申込書」に記入、または募集案内等に指定された方法で、センターの長（以下「センター長」という。）あてに提出する。
- (2) 伴走支援の実施に対し、企業等は所定の受講料を納入するものとする。
- (3) 上記ほか手続きに必要な事項は、募集案内に記載する。

### 4 伴走支援の実施

デザイン伴走支援申込書を提出した企業に、センター職員が伴走支援を実施する。

- (1) 伴走支援の実施は、年度単位で実施する。
- (2) 伴走支援の企業等に対する実施期間は、当該年度の申込日から最長で年度末までの間の別途定められた日を実施期間とし、1企業につき1案件（テーマ）を相談及び支援を受けられる。
- (3) 当該年度における伴走支援最終実施回の後、企業は、「様式6 デザイン伴走支援

終了報告」をセンター長に提出（感想、今後の予定など）する。

- (4) 公序良俗に反する等企画内容や商品等、相談の内容によっては受け付けない場合がある。

なお、分析、測定等を実施する場合は、依頼試験または開放機器の範囲で対応し、受講料とは別に有料とする。

- (5) その他伴走支援の実施に必要な事項は、募集案内等に定める。

## 5 デザイナー等によるアドバイス

伴走支援において必要と認められた場合は、デザイナー等によるアドバイスを受けられる。デザイナー等はセンター商品企画デザイン塾講師等から選出し、センターから当該デザイナー等に依頼する。これに係る報告書はセンター職員が作成し、センター長宛て報告する。

## 6 デザイナー等への依頼に関する事項等

- (1) デザイナー等への依頼に関する報償費及び事務上の必要事項は、別途デザイナー等への依頼文書にて定める。
- (2) デザイナー等は、相談内容に対するアドバイスのみ行い、試作・製作等その他作業は行わない。

## 7 事業の中止

伴走支援は、企業からの中止の申し出のほか、センター長が社会情勢の変化や参加者及び企業に係る状況変化、その他必要と認められる場合には一時中止、変更又はこれを打ち切ることができる。その場合、伴走支援の企業等またはデザイナー等に発生した損害等に対してセンターは、その責を負わない。

## 8 次に掲げる者は、伴走支援の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定される者等
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等またはその構成員
- (3) その他、センター長が定める者

## 9 その他

この規程に定めるもののほか、伴走支援に関し必要な事項はセンター長が別途定める。

## 附 則

この実施規程は、令和5年9月6日から施行する。